

那智川土砂災害対策検討委員会

提 言

平成 24 年 10 月 24 日

国土交通省 近畿地方整備局 紀伊山地砂防事務所長
桜井 亘 殿

那智川土砂災害対策検討委員会
委 員 長 山田 孝

那智川土砂災害対策検討委員会では、平成 23 年台風 12 号により那智川流域で発生した土砂災害の実態を踏まえ、流域特性に配慮した対策の方針や内容について取りまとめることを目的として、三回にわたる委員会により討議を行った。

この度検討結果がまとまったので下記の通り提言する。

記

1. 検 討 結 果

① 平成 23 年台風 12 号による土砂災害の発生原因

- ・ 台風 12 号災害時の土砂氾濫実績や被害の発生状況から、建物の全壊・流出による被害は、主に支溪流で発生した土石流により生じたと考えられる。
- ・ 那智川本川の広範囲で発生した土砂氾濫被害は、支溪流から那智川本川に流入した土砂・流木による本川河道の河積阻害や、河道の閉塞が被害を拡大させたと考えられる。
- ・ このような災害発生要因を踏まえ、再度災害防止の観点から、効果的な砂防事業を迅速に実施する必要がある。

② 計画土砂量について

- ・ 再度災害防止のため、緊急に砂防施設の整備を進める特定緊急砂防事業においては、平成 23 年台風 12 号災害時と同規模程度の流出土砂量、流木に対して安全を確保することを整備目標とする。

③ 土砂処理対策の基本方針について

- ・ 対策にあたっては、支溪流出口における土石流の直撃による被害や、那智川本川の氾濫被害の防止・軽減を図るうえで、支溪流(台風 12 号災害で土石流が発生した 8 溪流)からの土砂・流木流出の抑制を最優先と考える。
- ・ 支溪流における土砂処理対策の基本方針は、砂防堰堤により土砂・流木流出抑制を図るものとする。
- ・ 除石管理を適切に実施し、砂防堰堤の空容量を確保しておくことを基本とする。
- ・ 本川における土砂処理対策の基本方針は、土砂や流木による閉塞の恐れがある箇所の上流側において、土砂堆積と流木捕捉が可能な堆積工を整備する。

④ 景観への配慮に関する基本方針

- ・ 砂防施設の整備にあたっては、世界遺産登録地という地域性を考慮し、周辺景観と調和させることを基本とする。
- ・ 景観対策は、観光客や地域住民の目に触れる機会の多い那智川本川沿いの主要地方道 46 号線・43 号線と熊野古道・遊歩道を主要動線と考え、主要動線からの事業箇所の見え方にに基づき定めた景観対策ランクの考え方に従って実施する。
- ・ 特に、主要動線から対策施設の全体が見通せる場合は、積極的に周囲と調和した景観を創出する。
- ・ 修景の方法は、この流域の代表的な景観として、石積みが多く活用されている景観との調和を図るため、地元の石を用いた石積みを施すことを基本とする。
- ・ 景観対策の実施に際しては、設計時・施工時・管理時の各段階において、地域の代表的な景観に馴染むよう学識経験者の助言を得ながら進めること。

2. 今後の事業推進に当たっての課題

- ・ 本委員会で討議した計画は、平成 23 年台風 12 号災害と同規模の流出土砂量に対して安全を確保するための計画である。しかしながら、これを超える規模の現象については施設に期待する効果を超えることもあり得る。引き続き、警戒避難等のソフト対策が必要となることから、関係機関が連携を図り、安全な避難路・避難所の確保や情報伝達方法について検討が必要である。

以上